

屋外広告物 クリーンキャンペーン

県内
一斉

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

※期間中、屋外広告物適正管理について調査・問い合わせ等を行います

その屋外広告物！
ルールを
守っていますか？



屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。エリアによって、掲出できる広告物の大きさや高さに基準を設けて、規制しています。必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。

屋外に広告物を掲出される場合は、建設・下水道課へご相談ください。

また、掲出されている企業におかれましては、定期的に 汚れ、サビ、破損、部品の欠落、照明装置の不点灯等の危険サインをチェックし、適切な処置を行い、安全管理をお願いします。



問い合わせ先：愛荘町役場 建設・下水道課

電話：0749-42-7694